

政策研究レポート

オンライングルーミングによる犯罪被害防止に大人ができること

SNS の利用に起因する子どもの犯罪被害は大きな社会課題に

公共経営・地域政策部 [東京] 副主任研究員 土方 孝将
研究員 渡部 彩乃

■子どもを懐柔するグルーミング行為と“グルーミング罪”新設への動き

子どもの性犯罪等被害においては、加害を企図する者が子どもを懐柔し、信頼を勝ち取ったうえで、犯罪行為に及ぼうとする「グルーミング」が極めて重要なトリガーとなっている。

海外では、既にグルーミング行為に関連する法規制も行われているが、我が国においても、令和3年5月に法務省で初めてグルーミング行為の罰則化に関する議論が開始され、令和4年10月には、「性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懐柔する行為(いわゆるグルーミング行為)に係る罪の新設」の試案が示された。

■SNS に起因する子どもの犯罪被害者数は高い水準で推移

グルーミング行為のうち、本稿では SNS 等を通じて子どもを懐柔し、会う約束をしたり、性的な画像・映像等を要求したりする「オンライングルーミング」に着目する。

SNS に起因する子どもの犯罪被害者数は令和元年以降減少しているが依然として高い水準にあり、令和3年は1,812人となっている。被害はポピュラーな SNS 上で多く認知されており、また、きっかけとなった最初の投稿は、被害者(子ども)によるものが7割程度、その投稿内容は、プロフィール、趣味、日常生活等である。援助交際募集や出会い目的等と異なり、直接的には犯罪被害に遭う可能性が想起しづらい投稿内容からも、子どもへの懐柔が始まるケースが見て取れる。

■オンライングルーミングによる犯罪被害防止に大人ができること

グルーミングには、懐柔を受けている子どもが、相手との関係性を壊したくないという思いから断りづらかったり、相手を信頼しきっている場合、相手の要求に疑いを持たなかったりといった厄介な問題がある。また、とりわけ周りから見えづらい SNS 上でのやりとりは問題が生じていても保護者や身近な大人が気付きにくい。

グルーミング罪の新設による抑止力効果が期待できる一方で、これに加えて、保護者や身近な大人による犯罪被害防止に向けた次の3点の対策が重要である。

- ① 見ず知らずのユーザーに接触の機会を与えない
- ② 閉鎖的なコミュニケーションの場に持ち込ませない
- ③ 親子で話し合い、いつでも相談できる関係性を築く、または相談できる先を教える

1. グルーミングとは？

グルーミングとは「groom:手懐ける、手入れをする、仕込む」から生まれた言葉であり、何らかの方法で子どもに接触した者が、思春期で不安定な子どもの心理状態を巧妙に利用して懐柔しようとする、子どもに対する性犯罪等の準備行動・行為を指す。

グルーミング行為は子どもが犯罪被害に遭うプロセスで極めて重要なトリガーであり、いわゆる“グルーミング罪”の新設に関する議論も開始される等、大きな社会課題として注目されている。

本項では“グルーミング罪”新設の概略を押さえるとともに、昨今の SNS¹に起因する子どもの犯罪被害²が高い水準で推移していることを踏まえ、グルーミング行為のうちのオンライングルーミングに焦点をあて、SNS の利用において大人が子どもを犯罪被害から守るためのポイントを示す。

2. “グルーミング罪”新設の動き

令和 4 年 10 月 24 日、法務省法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会において、「性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懐柔する行為(いわゆるグルーミング行為)に係る罪の新設」の試案が議論された(図表 1)。これまでは、実際に加害者と子どもが対面したことで子どもが身体的接触を伴う性犯罪等の被害に遭ったり、SNS 等での性的な画像・映像の撮影・送受信による被害に遭ったりした事案では、加害者が強制わいせつや児童買春・児童ポルノ禁止法³、児童福祉法等の罪に問われ処罰されてきた。一方で、今回の試案は、16 歳未満の子どもに対し、わいせつ目的を持って直接会うことや、性的な画像を送信することを要求した時点で罰則の対象とすることで、それらの行為自体を規制しようとするものである。

なお、海外では既にグルーミング行為に関連する法整備がなされている国もある。たとえばイギリスでは 19 年前の 2003 年「Sexual Offences Act 2003」(性犯罪法 2003 年)⁴第 15 条に「Meeting a child following sexual grooming etc.」(性的なグルーミング行為等を通じて子どもに会う行為の禁止)を定め、また、2005 年には第 15 条 A として「Sexual communication with a child」(子どもとの性的コミュニケーションの禁止)を定め、当該法において 16 歳未満の子どもに対するグルーミング行為を禁止している。また、ドイツでは「Strafgesetzbuch (StGB)」(ドイツ刑法)⁵第 176 条 a「Sexueller Missbrauch von Kindern ohne Körperkontakt mit dem Kind」(身体的接触のない、子どもへの性的虐待の禁止)及び第 176 条 b「Vorbereitung des sexuellen Missbrauchs von Kindern」(子どもの性的虐待の準備行為の禁止)において、児童ポルノを取得する目的等の児童への性的虐待に対し、児童ポルノ製造等の児童への性的虐待等の誘発に影響する行為(情報技術等を用いたコミュニケーション)を禁止している⁶。

¹ 本項では SNS を多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイト等のうち、出会い系サイトを除いたソーシャル・ネットワーク・サービスの総称とする。

² SNS に起因する犯罪被害とは、SNS を通じて面識のない被疑者と被害者(子ども)が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあったものをさす。対象犯罪～児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)(警察庁生活安全局少年課「令和 3 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」より)

³ 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(平成 11 年法第 52 号)のこと。18 歳未満に対して買春や売春周旋、勧誘をしたり、18 歳未満のひわいな画像・映像等の児童ポルノを所持・製造・提供等することを禁止している。

⁴ 英国 Legislation.gov.uk 「Sexual Offences Act 2003」(<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/42/contents>) 閲覧日令和 4 年 11 月 10 日

⁵ ドイツ連邦法務省「Strafgesetzbuch」(<http://www.gesetze-im-internet.de/stgb/>) 閲覧日令和 4 年 11 月 10 日

⁶ ドイツ刑法では「グルーミング」という言葉は使用されておらず、性的虐待となる行為等への「影響」を与えることを禁止しており、本項ではグルーミングに関連するとみなした。

図表 1 性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懐柔する行為
(いわゆるグルーミング行為)に係る罪の試案

- 1 (1) わいせつの目的で、16歳未満の者に対し、次のアからウまでのいずれかに掲げる行為をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処するものとする。
- ア 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求する行為
 - イ 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求する行為
 - ウ 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求する行為
- (2) (1)の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該16歳未満の者と面会をしたときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処するものとする。
- 2 16歳未満の者に対し、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる姿勢をとってその映像を送信する行為を要求した者（(2)に掲げる姿勢をとってその映像を送信する行為を要求した場合については、その要求した行為をさせることがわいせつなものであるときに限り、当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処するものとする。
- (1) 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿勢
 - (2) (1)に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部又は物を挿入し又は挿入される姿勢、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。）を触り又は触られる姿勢、性的な部位を露出した姿勢その他の姿勢

資料：法務省法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会「第10回会議資料」（令和4年10月24日）から引用

グルーミングの罰則化については、令和3年に法務省の「性犯罪に関する刑事法検討会」で初めて議論がなされ、今回の試案に繋がっている。同検討会の報告書『「性犯罪に関する刑事法検討会」取りまとめ報告書（令和3年5月）』では、グルーミングの類型として以下の3つが示されているが（図表2）、本項ではSNSに起因する子どもの犯罪被害が高い水準で推移していることを踏まえ「ア SNS等を通じて徐々に子供の信頼を得た上で、会う約束をするなどして性交に及ぶ類型」（以下、オンライングルーミングという。）に着目する。

図表 2 グルーミングの類型

- ア SNS等を通じて徐々に子供の信頼を得た上で、会う約束をするなどして性交に及ぶ類型
- イ 子供と近い関係にある者が、子供の肩をもむといった行為から始め、断りにくくさせた上で徐々に体に触れる類型
- ウ 子供と面識のない者が公園等で子供に声を掛けて徐々に親しくなる類型

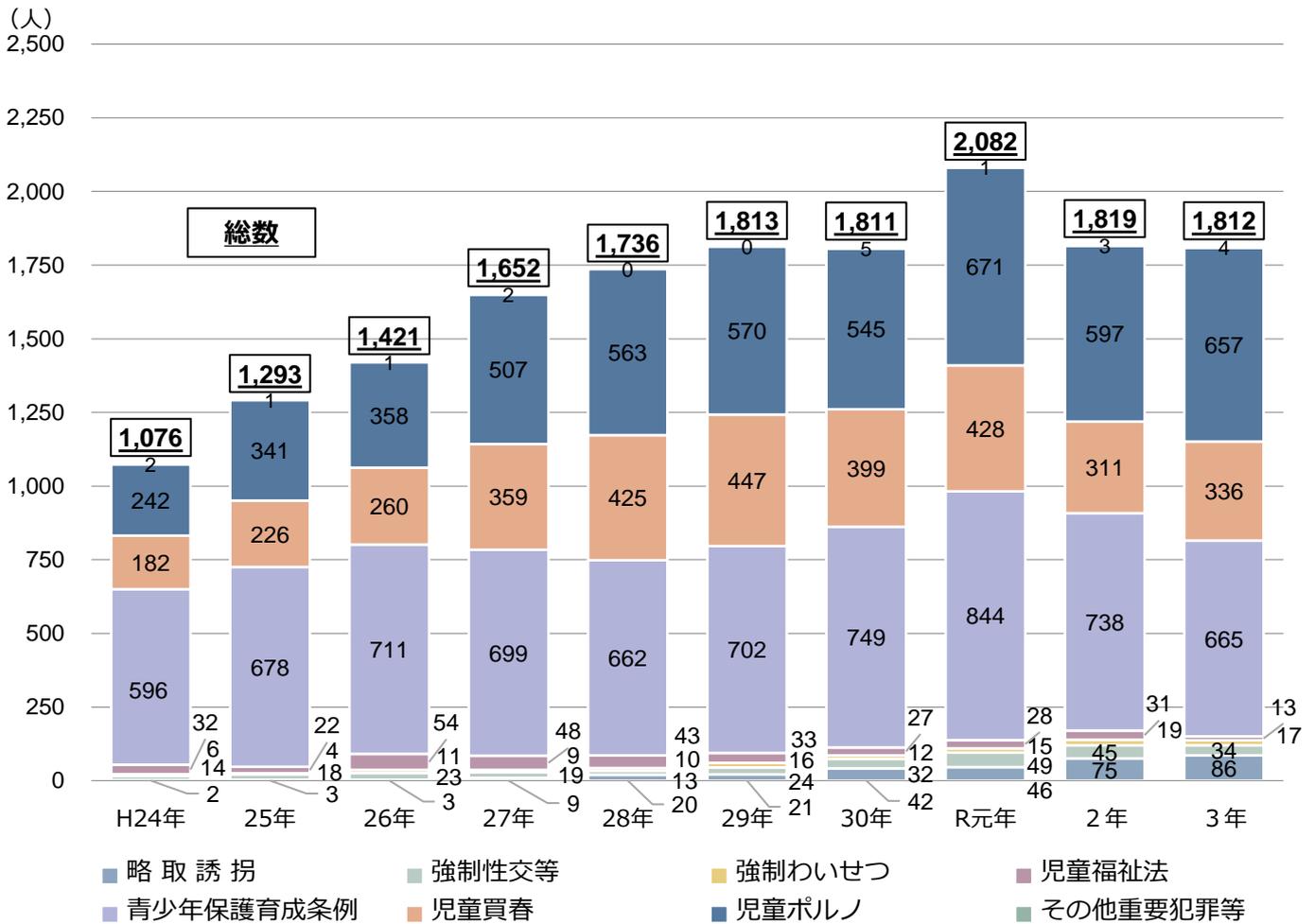
資料：法務省性犯罪に関する刑事法検討会「「性犯罪に関する刑事法検討会」取りまとめ報告書」（令和3年5月）から引用

3. SNS に起因する子どもの犯罪被害の推移

警察庁によると、令和3年中におけるSNSに起因する18歳未満の子どもの犯罪被害者数は1,812人である(図表3)。そのうち最も多いのは「青少年保護育成条例⁷」違反であり、次いで児童買春・児童ポルノ禁止法違反のうち「児童ポルノ」であった。

SNSに起因する18歳未満の子どもの犯罪被害実態は増加傾向にあり、令和元年をピークとして令和2年にやや減少したが、令和3年はおおむね横ばいとなっている。中でも略取誘拐は平成24年に2人であったが、令和3年には86人に急増しているほか、強制わいせつ、児童ポルノ、強制性交等で2倍以上に増加している(図表4)。

図表3 SNSに起因する子どもの犯罪被害者数



※子どもとは18歳未満の者をいう。
 ※その他重要犯罪等とは、殺人、強盗、放火、人身売買、逮捕監禁をいう。
 ※強制性交等とは、刑法の一部が改正(平成29年7月13日施行)され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。

資料：警察庁生活安全局少年課「令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」より作成

⁷ 地方公共団体が定める条例であり、青少年(未婚の18歳)に対する淫行・わいせつ行為を禁止したり、青少年が映画館、ボウリング場、ゲームセンター等の深夜出入りを禁止したりしている。なお、条例は各地方公共団体によって多少の差異がある。

図表 4 SNS に起因する子どもの犯罪被害者数（対平成 24 年比 Worst 4 罪種）

	平成 24 年	令和 3 年	対平成 24 年比
			(令和 3 年 / 平成 24 年)
略取誘拐	2 人	86 人	43.0
強制わいせつ	6 人	17 人	2.8
児童ポルノ	242 人	657 人	2.7
強制性交等	14 人	34 人	2.4

資料：警察庁生活安全局少年課「令和 3 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」より作成

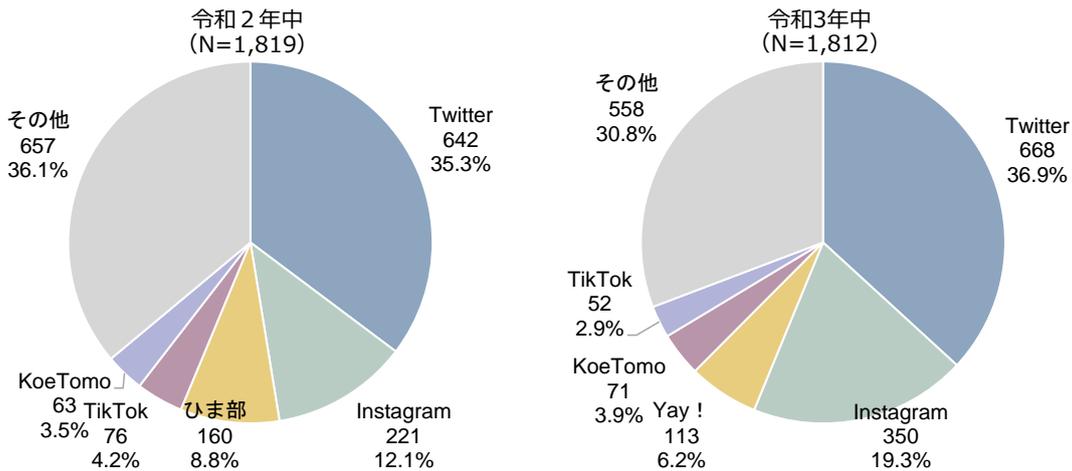
4. オンライングルーミングはどのように犯罪被害につながるのか

(1) 被害実態からみたオンライングルーミングの糸口の可能性

警察庁によると、SNS に起因する子どもの犯罪被害のおよそ半数は、ポピュラーで日常的に利用されている SNS 上で多く認知されており(図表 5)、こうした SNS が加害者と被害者(子ども)が接触する場として悪用されていることがうかがえる。実際に、援助交際や家出を匂わせる投稿を検索すると、相手が子どもであることを分かったうえで出会い目的のコメントを送っているユーザーがいることが見て取れる。

しかし、SNS に起因する犯罪被害において、加害者と被害者(子ども)が知り合うきっかけとなった最初の投稿は、被害者(子ども)によるものが 7 割程度であり、その内容をみると、プロフィールのみ、趣味・嗜好、日常生活、友達募集等の日常的な投稿が約半数を占めていることが分かる(図表 6)。加害者と被害者(子ども)が接触するきっかけとなるのは、必ずしも援助交際募集や出会い目的の投稿に限らず、むしろ趣味や嗜好の投稿が隠れ蓑として利用され、オンライングルーミングの糸口となっていることが推察される。

図表 5 子どもの被害が多い SNS

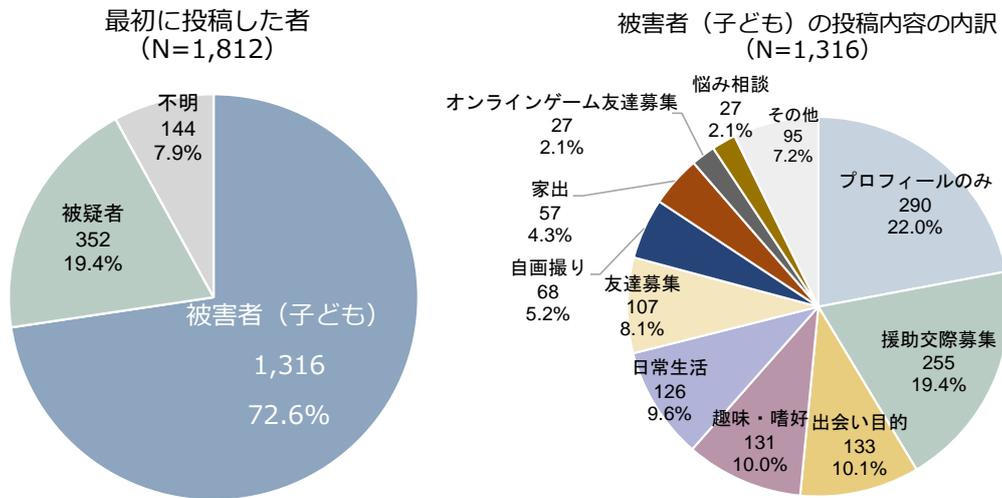


※ひま部はサービスを終了している。

資料：警察庁生活安全局少年課「SNS に起因する事犯 被害児童数が多いサイト」⁸より作成

⁸ 警察庁「なくそう子供の性被害」ホームページ>関係統計>資料 7 頁
(https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/R3kodomonoseihigaigraph.pdf) 閲覧日令和 4 年 11 月 10 日

図表 6 令和 3 年中の SNS に起因する犯罪被害のうち最初に投稿した者（左図）と最初に被害者（子ども）が投稿した内容（右図）



※投稿には、文章や画像、動画のほか、ライブ配信等を含む。また、投稿内容は被害児童からの聞き取りによるもの。
資料：警察庁生活安全局少年課「SNS に起因する事犯 最初に投稿した者と投稿内容の内訳」⁹より作成

（2）オンライングルーミングはどのように犯罪被害につながるのか

ここからは、オンライングルーミングが犯罪被害につながるプロセスを紐解いてみたい。

まず、オンライングルーミングを行う者は、子どもの投稿内容から相手を物色・類推し、相手の共感を誘うような共通の話題を作り出すことで、交流を始めるハードルを下げています。また、誰でも見られるオープンな場所でやりとりを始め、親密性が徐々に増したところでお互いにしか見ることができない個別チャットやダイレクトメッセージ等の閉鎖的な場に移行させようとする。加えて、よりプライベートな領域に踏み込むため、匿名の SNS から非匿名の SNS に移行させる場合もある。これらは、やりとりの場をクローズドな環境に移すことで、プライベートな質問や性的な話題等、他者の目に触れる場では抵抗感のあるやりとりのハードルを下げる目論見がある。

具体的には以下のようなケースが考え得る。

図表 7 オンライングルーミングの手口

- 子どもの投稿した文章や写真に対してコメントを付けることで交流を開始し、親密性が高まったタイミングで閉鎖的な空間でのコミュニケーション（個別チャット、ダイレクトメッセージ）に移行する
- オンラインゲーム上で知り合い、チャットや通話機能を利用して親密性を高め、個人的な連絡先を交換する
- ランダム的にマッチングした不特定多数の相手と通話できる匿名の SNS で接触し、特定の相手と個人的なやりとりを継続できる非匿名の SNS に移行する
- 匿名アカウントでグループチャットができる SNS 上で接触し、同一 SNS の非匿名アカウント情報を交換または入手し非匿名の個別チャットに持ち込む
- 共通の知人を介して生成されたグループチャットから連絡先を入手し、個別チャットに持ち込む

⁹ 警察庁「なくそう子供の性被害」ホームページ>関係統計>資料 6 頁
(https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/R3kodomonoseihigaignraph.pdf) 閲覧日令和 4 年 11 月 10 日

クローズドなコミュニケーションの場に移行した後は、オープンな場でしていた日常的な会話を続けながら、子どもの悩みを聞き出したり、気持ちに寄り添うような対話をしたりすることで、相手の信頼を勝ち取っていく。また、そもそも見ず知らずの相手と SNS 上で行うやりとりの中では、身体・容姿の悩みや家族・友人関係の悩み等、身近な人に相談できないことを打ち明けやすい場合もあり、悩み相談等をしているうちに、子どもは次第に相手のことを「誰にも言えないと思っていたことが言える特別な人」、「いつも自分に寄り添って優しい言葉をかけてくれる良い人」と感じるようになる。その結果、相手から性的な会話・要求を投げかけられても、これまでの関係性を壊したくないという思いから断りづらくなってしまふのである。さらに、相手を信頼しきっている場合、相手の要求に疑いを持たず、そもそも性犯罪の被害に遭っていることを自覚しにくくなることもグルーミングの厄介な点である。

こうしたやりとりを通じて子どもの個人情報や写真・映像を手に入れ、それらを学校や親等身近な人に暴露したり、SNS に拡散したりすることをほのめかすことで、よりハードな要求をするようになる場合もある。最悪の場合、相手から呼び出されて連れ去りや強制的性交等、強制わいせつ等の被害に遭うこともある。

5. 被害防止に大人ができること

オンライングルーミングを通じた性犯罪等の被害から子どもを守るため、保護者や身近な大人ができることのポイントとして以下の 3 点を挙げる。

① 見ず知らずのユーザーに接触の機会を与えない

SNS に起因する事犯は、子どもによる日常的な投稿に対する反応から始まることが多い。そのため、まずは見ず知らずの人に自身の情報を見せない、知らせないことが重要である。例えば投稿内容を見たりコメントしたりできるユーザーを限定する非公開アカウント(いわゆる鍵アカウント)に設定したり、交流できる相手を申請・許可制にする(友だち追加申請の制限等)を行うことが大切である。また、不審なユーザーがいた場合、自身のアカウントを閲覧したり連絡を取ったりできないようにする設定(いわゆるブロック)を行うことも重要である。

こうした SNS 上のトラブルを回避するための防衛策について、保護者が正しく理解し、子どものアカウントの設定状況を確認したり、その必要性について話し合ったりすることが大切である。なお、SNS によっては、保護者が子どものアカウントを管理する機能(いわゆるペアレンタルコントロール)が備わっている場合もあり、有効に活用してほしい。

② 閉鎖的なコミュニケーションの場に持ち込ませない

オンライングルーミングは 1 対 1 の閉鎖的な空間で行われることが多いため、SNS 上で知り合った人からダイレクトメッセージや個別チャットを受け取らないように設定することが大切である。また、匿名の SNS で知り合った人に非匿名の SNS アカウントや連絡先を教えないようにすることも重要である。

これについても、①と同様に保護者が子どものアカウントの設定状況を確認しておけると良い。また、閉鎖的なコミュニケーションの場に移行することの危険性について注意喚起しておくことが重要である。

③ 親子で話し合い、いつでも相談できる関係性を築く、または相談できる先を教える

グルーミングの危険性について、子どもが自ら理解し判断することは難しい場合もあるため、保護者も SNS やグルーミングについての理解を深めるとともに、見ず知らずのユーザーから個人情報(氏名や住所等)や写真の送付を要求された場合には、子どもから保護者に相談してもらえらる関係性を構築することも重要である。

なお、子どもが性犯罪の被害を受けた際には、保護者にその事実を伝えることが難しいことも考え得る。その場合は、学校の教員や相談機関等に伝えるという選択肢があることを教え、子どもが性被害に遭ったことを隠したり、一人で解決しようとして、被害が拡大することを防ぐことも大切である。

6. オンライングルーミングに対して“グルーミング罪”は有効か

犯罪学においては、厳罰化による犯罪抑止効果は低いとも言われているが、“グルーミング罪”の新設によって、グルーミング行為に対する社会的機運・意識が醸成されることにより、性犯罪等被害への一定の抑止効果はあると思われる。

一方で、“グルーミング罪”の試案に示されたように、性交等又はわいせつな行為をする目的で子どもに「要求」を行った時点でその者に対して罰則を科すことについては難しい面もある。

たとえば、要求行為が性犯罪の被害にまで発展していない場合、本当にわいせつ目的であったのかの立証が難しいという点が挙げられる。性的な画像・映像の要求があった場合はわかりやすいものの、SNS 上で子どもと交流するユーザーが“単なる良い人”なのか、わいせつ行為等を目論みながら良い人を演じる“偽りの良い人”なのかという判断をするのは難しい。

さらに、SNS 上のやりとりは第三者が確認しづらいため、グルーミング行為の発見が難しく、大半は被害が表面化して初めてグルーミング行為が行われていたことが発覚するものだろう。

“グルーミング罪”新設の目的は、その先にある「子どもの性犯罪等の被害を抑止すること」である。昨今の被害状況を鑑みれば、子どもの性犯罪等の被害に至るプロセスで重要なトリガーであるグルーミング行為を規制する動きは意義が大きい一方で、法律だけでは対処が難しい面もあり、法規制に加えて「5. 被害防止に大人ができること」に示したような SNS 利用上の対策の両輪で子どもの犯罪被害防止に取り組む必要がある。

7. おわりに

オンライングルーミングを通じた性犯罪等の被害から子どもを守るためには、「5. 被害防止に大人ができること」で示したように、見ず知らずのユーザーに接触機会を与えない、閉鎖的なコミュニケーションの場に持ち込ませないことが重要である。同時に、SNS 上のコミュニケーションは外から見守りづらい側面もあるため、親子でいつでも相談できる関係性を構築したり、相談してよい相手・機関を認識させたりする等、子どもが一人で抱え込まずに逃げられる道をつくることも重要である。

なお、これらのポイントはオンライングルーミングに限らず、たとえば路上等公共空間上において「知らない人についていってはダメ」「こっちおいでと言われても気軽に行ってはダメ」といったような犯罪被害から子どもを守るためのポイントと大きく変わらない。むしろ、SNS においては、回避行動を伝えるだけでなく、子どもの SNS 利用を尊重しつつ、オンライングルーミングに繋がる機能制限の設定ができる。「SNS はわからない」、「SNS であるから難しい」と避けるのではなく、被害防止に向けた取組の本質や、やるべきことは変わらないことを理解し、SNS を適切に設定したり、子どもへ自衛方法を伝えたりすること等が必要である。

また、子どもたちが犯罪被害に遭うのを防ぎたいあまり、子どもを SNS から遠ざけたいと思う人も多いのではないかと。しかし、子どもたちは日常的な連絡・娯楽目的だけでなく、漠然とした孤独や不安、悩みを解決するツールとしても SNS を活用しており、もはや SNS は生活上必要不可欠な存在となっていることを踏まえれば、子どもの SNS 利用の制限だけをすることは得策ではない。

大切なことは、周囲の大人たちが子どもとともに SNS の上手な利用方法を考え、リスクに応じた対策を講じることで、子どもが SNS とうまく付き合える環境をつくっていくことではないだろうか。

－ ご利用に際して －

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。